

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請のご案内

令和3年1月2日以降に小笠原村に「転入」した方や「未申告」の方

【制度概要】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、生活・暮らしの支援のため、住民税非課税世帯等に臨時特別給付金 10 万円を給付する国の制度です。

【対象世帯】

令和3年 12 月 10 日時点において、小笠原村に住民登録があり、世帯全員が令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

【対象とならない場合】

令和3年度の住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象ではありません。(現時点の扶養状況でなく令和2年1月1日～令和2年12月31日において住民税が課税されている親族等から扶養を受けている方のみからなる世帯は支給対象外です。)

(例) 親（課税）に扶養されている学生（非課税）の単身世帯は対象外

子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）は対象外

令和3年4月に就職し親（課税）の扶養から外れた新社会人（非課税）の単身世帯は対象外

【ご提出書類】

- ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)
- ②世帯主(申請・請求者)の本人確認書類の写し(マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証等)
- ③受取口座を確認できる書類の写し(金融機関名、支店名または支店コード、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳、キャッシュカード等)
- ④令和3年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和3年度住民税非課税証明書」「現住所と令和3年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分

【ご注意とお願い】

- ・**非**課税証明書のお取り寄せについて

令和3年1月1日時点でお住いの市区町村からご自身でお取り寄せください。その際は「住民税**非**課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請に添付する**非**課税証明書」とお伝えいただくと発行手数料が無料になることがあります。

- ・未申告の場合、確定申告または住民税の申告をお願いすることができます。
- ・修正申告等により、令和3年度市町村民税均等割が課税となった場合は、住民税**非**課税世帯としては支給対象外となるため、給付金を返還いただく必要があります。
- ・令和4年9月30日(必着)までに申請がないと、申請を辞退されたとみなします。

ご提出先・お問合せ先 小笠原村 総務課 総務係 04998-2-3111
母島支所庶務係 04998-3-2111